



好きを、編む。
那須塩原市



農業委員会だより

編集／発行 那須塩原市農業委員会 那須塩原市共墾社108-2 TEL 0287-62-7186



農業委員会委員



農地利用最適化推進委員

新体制始まる！

農業委員及び農地利用最適化推進委員の新体制が令和8(2026)年7月20日からスタートしました。

新たな顔ぶれをご紹介します。 3年間どうぞよろしくお願いいたします。



主な内容

就任の挨拶	2
農業委員会の組織体制について	3、4
農業委員、農地利用最適化推進委員の紹介	5～7
農業委員会からのお知らせ	8

就任のご挨拶



那須塩原市
農業委員会
会長

加藤 拓央

地域の皆様におかれましては、日頃より農業委員会の活動に対し、御理解と御協力を賜り心より御礼申し上げます。

このたびの改選にあたり、前期に引き続き農業委員会会長を務めさせていたくこととなりました。大変光栄に思うと同時に、その責任の重さに改めて身が引き締まる思いでございます。皆様の声を真摯に受け止め、地域農業の持続的な発展に全力で取り組んでまいります。

現在、日本の農業・農地を取り巻く環境は大きな転換期を迎えております。近年の「食料・農業・農村基本法」改正を受け、食料安全保障の強化や環境に配慮した農業へのシフトが急務とされる一方、現場では気

候変動による不順な天候や資材価格の高騰が重くのしかかっています。

さらに、農業者の高齢化と担い手不足に起因する農地の荒廃や、地域計画に基づく農地の集積・集約といった課題への対応は、まさに今、私たちが一刻の猶予もなく取り組むべき最重要テーマです。

このような厳しい状況だからこそ、農地を守り育てる農業委員会の役割がますます重要になると確信しております。私たちは、優良農地の保全と適正な利用推進はもちろん、新規就農者の定着支援や地域の農地利活用の最適化に一層力を入れてまいります。

農地は食料の生産基盤であると同時に、地域の豊かな自然や文化を支える大切な財産です。この貴重な農地を次の世代へ確実につないでいくため、農業委員・農地利用最適化推進委員一丸となって邁進してまいります。皆様の変わらぬ御指導と御協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。



那須塩原市
農地利用最適化
推進委員会委員長

君島 勝

この度の改選により、農地利用最適化推進委員会委員長に就任しました。黒磯地区（鳥野目・小結・東原区域）担当の君島勝と申します。どうぞよろしく申し上げます。

長年言われ続けている農家の高齢化や後継者・担い手不足による遊休農地・耕作放棄地の増大に加え、米等農産物価格の不安定化、燃料や資材等の高騰など、どれを見ても農家にとっては不安材料ばかりで、農業を取り巻く環境は大変厳しいものがあります。

私たち推進委員の仕事は、「農地利用の集積・集約化」「遊休農地の発生防止・解消」「新規参入の促進」及び「地域計画」に関する取り組みなどの『農地利用最適化業務』が主なものであります。

このような状況の中、委員長という大役は大変不慣れですが、那須塩原市の農業が少しでも明るくなるよう

う、微力ですが『農地利用の最適化』に向け頑張っていきたいと思っておりますので、ご協力よろしく申し上げます。



▲農業委員任命辞令交付式

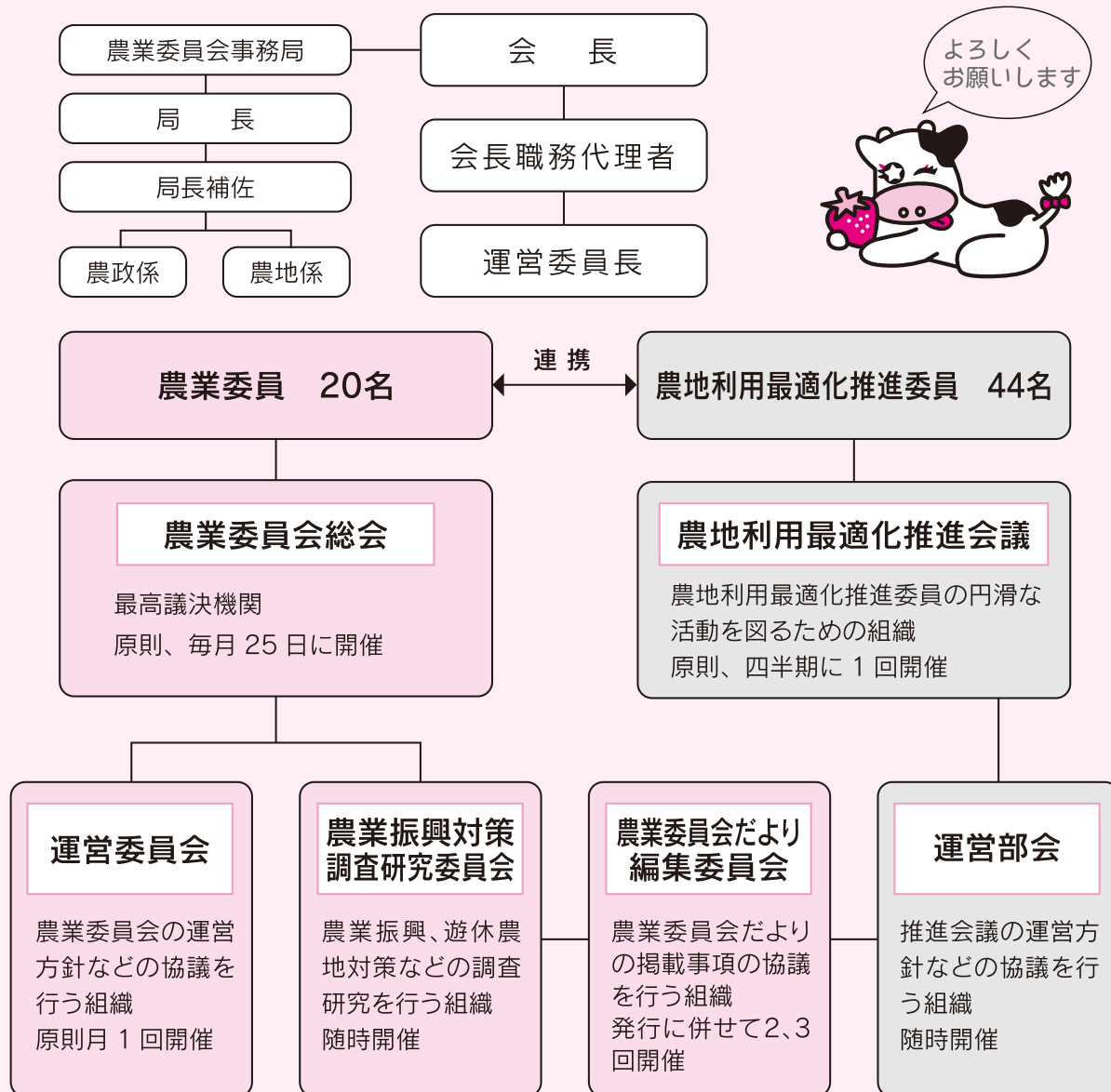


◀農地利用最適化推進委員
委嘱状交付式

組 織 図

令和8年7月20日～令和11年7月19日

那須塩原市農業委員会



● 運営部会			◆ 農地利用最適化推進委員会			● 農業振興対策調査研究委員会			● 農業委員会だより編集委員会			● 運営委員会			◆ 農業委員会		
副部長	副部長	部長	委員長	副委員長	副委員長	委員長	副委員長	副委員長	委員長	副委員長	副委員長	委員長	副委員長	副委員長	会長職務代理者	会長	
松本良則	水尾浩文	鈴木守三	渡辺豊	高島亮一	君島勝	辻野岩男	木下久雄	月井喜美郎	菊地瞳	秋元誠	菊地寿行	室井孝美	金田廣衛	加藤拓央			

農業委員会の主な業務について

那須塩原市農業委員会

4つの基本的な取り組み

- 1 農地の確保と有効利用に取り組みます
- 2 農地等の利用の最適化に取り組みます
- 3 農業の担い手の育成・確保に取り組みます
- 4 地域の課題解決に向けて取り組みます

農業委員

農業委員会の最高議決機関である総会に出席し、以下の内容について審議を行います

- (1) 農地等の転用の許可
- (2) 農地等の権利移動の許可
- (3) 農用地利用集積計画の決定
- (4) 「農業委員会の目標、活動計画」の策定及び点検、評価
- (5) 「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の策定及び取り組み

連携



農地利用最適化推進委員

担当区域において、次の現場活動を行います

1 担い手への農地利用の集積・集約化の取り組み

⇒所有者等の意向を把握し、担い手への農地の集積・集約化を推進します

- (1) 農地の権利移動に関する相談窓口
- (2) 農家等の意向の把握
- (3) 農地の利用調整
農地中間管理事業の活用を促進します
- (4) 担い手への農地利用の集積・集約化の推進
- (5) 農業者による話合いの開催

2 遊休農地の発生防止・解消に向けた取り組み

⇒農地の利用状況を調査し、遊休農地の発生防止・解消を図ります

- (1) 農地パトロール(利用状況調査)
 - ① 農地の利用状況の確認
 - ② 遊休農地の把握
 - ③ 違反転用の把握
- (2) 利用意向調査の実施
所有者等の意向に応じ、関係機関と連携し親身に対応します
- (3) 遊休農地の活用方法の検討

3 新規参入への取り組み

⇒新規就農希望者に、関係機関と連携し親身に対応します

- (1) 新規参入に当たっての相談窓口
- (2) 企業参入の促進



那須塩原市PRキャラクター みるひい

農業委員の紹介（20名）

任期：令和8（2026）年7月20日から令和11（2029）年7月19日まで



岡本 利江



室井 勝明



木下 久雄



大塚 誠



神藤 芳定



市川 一男



池沢 章洋



白井 通



金田 廣衛



辻野 岩男



菊地 瞳



斎藤 栄



八木沢 正宏



秋元 誠



月井 喜美郎



加藤 拓央



一戸 養子



菊地 寿行



渡邊 博典



室井 孝美

農地利用最適化推進委員の紹介（44名）

任期：令和8（2026）年7月20日から令和11（2029）年7月19日まで

黒磯地区



君島 勝

鳥野目、小結、東原



後藤 恵子

埼玉



茂野 英一

共墾社1丁目、東栄1～2丁目、豊浦、共墾社、下厚崎、渡辺、安藤町、原町、東豊浦



大島 芳夫

先述以外の黒磯地域



鍋掛地区



鈴木 真一

寺子



鈴木 守三

越堀



稲澤 武雄

鍋掛、野間



荒井 康裕

鍋掛、野間



児山 裕司

鍋掛、野間

東那須野地区



鈴木 和子

大原間、島方、上中野、大原間西1・2丁目、方京1～3丁目



小森 富美男

東小屋、山中新田、上大塚新田、佐野、三本木



花塚 栄

木曾畑中、沼野田和、下中野



松本 安広

中内、鹿野崎、上郷屋、塩野崎、塩野崎新田、無栗屋



田野 明

唐杉、北弥六、前弥六、沓掛、前弥六南町、沓掛1～3丁目



佐藤 仁一

笹沼、北和田、波立

高林地区



相馬 秀範

箕輪、洞島



森 弘一

青木



國井 文一

青木



道明 智子

青木



小沼 誠

高林、箭坪



室井 良幸

高林、箭坪



金子 彰

油井、亀山、細竹、
西岩崎、板室



内田 貴喜

戸田



高島 亮一

百村



大田原 和志

木綿畑



田代 明

湯宮、鳴内

西那須野地区



池田 宏

四区町、千本松



水尾 浩文

三区町



渡辺 豊

二区町



古田 泰人

一区町



君島 義高

永田町、嘉町、あたご町、西
大和、西原町、五軒町、西栄
町、東町、西朝日町、南町、
西幸町、下永田1～8丁目、
太夫塚1～6丁目



相馬 進

緑1～2丁目、
二つ室、
北二つ室



渡邊 茂

上赤田、北赤田、
南赤田、西赤田



後藤 国彦

東赤田、
三島1～5丁目、
東三島1～6丁目
西三島1～7丁目



遅澤 喜則

井口、西遅沢、
東遅沢



薄井 義文

高柳、西富山、
関根、東関根、
槻沢



斉藤 一太

南郷屋1～5丁目、
睦、新南、石林

塩原地区



織田 勝徳

折戸、上横林、
横林、接骨木



君島 陽一

塩原、中塩原、
上塩原、湯本塩原



相馬 健伸

関谷、遅野沢、
臺沼、下田野



江連 宣之

金沢



松本 良則

宇都野



大貫 学

下大貫、上大貫、高阿津



印南 良夫

下大貫、上大貫、
高阿津

農業を始めてみませんか！

農業経営主の高齢化、後継者不足が深刻な問題となっています。
農業を守り持続するため、農家子弟の親元への就農など農業を始めてみませんか。



農地の転用、 所有権移転には許可が必要です！

農地を宅地や駐車場など農地以外に転用する場合や農地の権利（所有権、賃借権等）取得を行う場合は、農業委員会の許可が必要です。

農地を相続したときは 届出が必要です！

農地を権利を相続により取得した場合は、農業委員会に遅滞なく届出が必要です。



家族経営協定の締結を！

家族農業経営は、経営と生活の境目が明確でなく、各世帯員の役割や労働時間、労働報酬などの就業条件があいまいになりがちです。

「家族経営協定」は、家族が対等で話し合いを進め、経営方針、労働報酬、休日、家事などを取り決めることができるため、ライフバランス実現の有効な手段となります。



農業者年金に加入して安心で豊かな老後を！

65歳以上の夫婦2人の家計費は、現金支出で月額26万4千円必要と言われています。
（総務省家計調査などより）
国民年金の支給額は、40年加入の場合、夫婦あわせて月額約14万円です。
あなたの老後の生活への備えは十分ですか？

農業者年金へは、次の要件を満たす方ならどなたでも加入できます。

- 年間60日以上農業に従事
- 65歳未満
- 国民年金第1号被保険者（ただし、保険料納付免除者でないこと。）
60歳以上は、国民年金の任意加入被保険者



全国農業新聞の購読を！

- ・農業経営に役立つ情報満載！
- ・地域づくりのヒントがいっぱい！
- ・くらしや生活に役立つ話題たくさん！

毎週金曜日発行 購読料：月額900円

お問い合わせは

農業委員、農地利用最適化推進委員、又は農業委員会事務局（0287-62-7186）までお問い合わせください。